

## 令和 8 年度里親支援センター等人材育成事業実施要綱（案）

### 第 1 事業の目的

里親支援センターが担う里親支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 11 条第 4 項に規定する業務をいう。）、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う業務においては、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親に対する研修及び里親とのマッチング、里親養育への支援、委託児童の自立に向けた支援の各段階において、里親と子どもについての適切なアセスメント、里親との信頼関係を基盤とした里親養育のサポートやスーパービジョンに加え支援のコーディネートといったソーシャルワーク、チーム養育を実現するための関係機関との連携などがあり、その業務を担う職員の十分な専門性と支援を遂行するための資質・能力等が求められる。

このため、本事業は、児童相談所や里親支援センター、民間フォースタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員等を対象とした研修事業の実施や、全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターや民間フォースタリング機関の担い手の掘り起こしや育成を進め、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォースタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じた支援体制の構築を図ることを目的とする。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられているため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及び子どもの生活の質の向上を図ることを目的とする。

### 第 2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について、事業を適切に実施できる者に委託することができる。

### 第 3 受講対象者

- (1) 児童相談所職員及び都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）職員
- (2) 子ども家庭センター等市町村職員
- (3) 里親支援センター職員、民間フォースタリング機関職員、乳児院、児童養護施設等職員、里親会等の里親支援を行っている者（里親支援を行う予定の者を含む。）
- (4) 養子縁組民間あっせん機関職員等養子縁組業務に関わる者
- (5) 里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者（予定の者を含む）

等

#### 第4 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施するに当たり、こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下「担当課」という。）と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業の進捗に関する定期報告会を月1回程度実施することとし、事業実施後は、実施した事業の内容や効果等について担当課に報告すること。

##### 1. 里親支援センター等職員（予定の者を含む）研修の実施

###### （1）事業の実施及び内容

児童相談所や都道府県等、里親支援センター、民間フォースターリング機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の職員を対象に、当該職員の資質向上を図ることを目的とした研修を実施すること。

なお、実施に当たっては、これまでの研修実績や受講者のアンケート結果等を踏まえ、より効果的かつ専門的な研修プログラムを立案し、担当課と協議の上、内容を決定すること。

また、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

###### （2）留意事項

- ① 本研修に専門性を有する社会的養育分野等の有識者、関係機関の職員等の講師の選定及び招聘を行うこと。
- ② 研修の中に、里親に委託された経験がある者（成年年齢に達している者とする）から話を聞く時間を設けること。なお、里親に委託された経験がある者との調整にあたっては、プライバシーへの配慮を徹底すること。
- ③ 都道府県等を通じて、研修の開催案内及び参加希望者の募集等を行うこと。
- ④ 研修終了後、受講者に対して修了証を交付すること。
- ⑤ 研修の受講料は、無料とすること。

##### 2. 全国フォーラムの開催

###### （1）事業の実施及び内容

里親支援センターや民間フォースターリング機関の担い手の掘り起こし、育成を目的とし、児童相談所や都道府県等、里親支援センター、民間フォースターリング機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の関係機関による全国フォーラム（以下「フォーラム」という。）を開催すること。

なお、実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

## (2) 留意事項

- ① 事業実施計画には、里親支援センターや民間フォースターリング機関の扱い手の掘り起こし、育成に効果的な取組事例やテーマ等をフォーラムのプログラムに盛り込むこと。
- ② フォーラムの開催に当たっては、里親支援の有識者等で構成する実行委員会を設置すること。実施団体は、実行委員会の開催に必要な事務を行うとともに、フォーラムの企画及び運営の内容を決定する際、実行委員会の意見を聴取すること。  
なお、実行委員会の構成員については、担当課と協議の上、決定すること。
- ③ 特定の地域や特定の団体等に限定せず、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。
  - ア 児童相談所や都道府県等、里親支援センター、民間フォースターリング機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の関係機関へ広く案内すること。
  - イ フォーラムの参加費は、無料とすること。
  - ウ 里親支援センターや民間フォースターリング機関の活動内容に関する発表を盛り込むこと。
  - エ フォーラムの開催まで十分な周知期間を設けること。また、開催時期は担当課と協議の上、決定すること。
  - オ フォーラムに参加することができなかった参加者がその内容を知ることができるように必要な措置を講じること。(例:動画のアーカイブ配信等)
- ④ フォーラムの実施状況について、開催後速やかに担当課に報告を行うこと。  
報告には、参加者数、プログラム、関係資料等を盛り込むこと。

## 3. 第三者評価機関職員（予定の者を含む）研修の実施

### (1) 事業の実施及び内容

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施すること。

なお、研修の実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

### (2) 留意事項

- ① 本研修の内容に専門性を有する社会的養育分野等の有識者、関係機関の職員等の講師の選定及び招聘を行うこと。
- ② 都道府県等を通じて、研修の開催案内及び参加希望者の募集等を行うこと。
- ③ 研修終了後、受講者に対して修了証を交付すること。
- ④ 修了者名簿を作成し、こども家庭庁に提出すること。

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用については、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

## 第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

## 第7 その他特記事項

### 1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

### 2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

### 3. 事業実施計画等の情報の提供について

実施団体の作成した研修日程、研修カリキュラム、フォーラムプログラム等の事業実施計画及び実施結果等については、翌年度以降の事業の実施に当たっての参考とするため、実施団体以外の民間法人等に対して、担当課より資料を提供できるものとする。